

議案第 69 号

松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について

松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 5 月 21 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する  
条例

松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成することができる」とを「次の各号のいずれかに該当すると」に、「市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体（次項において「出資団体等」という。）を」を「適当と認める団体を」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該施設の設置目的、特性、規模等から、特定の団体に管理させることが適切な管理運営に資すると認められるとき。
- (2) 公募に対し申請する団体がないとき。
- (3) 申請した団体の中に指定管理者として適当な団体がないと認められるとき。
- (4) 指定管理者の指定を受けた団体が、第 7 条に規定する協定を締結しないとき。
- (5) その他緊急の必要により公募することができないとき。

第 5 条第 2 項中「当該出資団体等」を「選定を行おうとする団体」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。